

令和7年度山形県機構集積協力金配分基準

令和7年7月23日

山形県

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記2の第10の3の規定により、令和7年度山形県機構集積協力金配分基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

第1 方針

山形県の農業の生産性の向上、競争力の強化及び発展を目的とし、担い手への新たな農地集積・集約化を加速させるとともに、集積された農地が将来にわたり担い手により有効に利用されるようにするため、機構集積協力金を本基準により配分する。

第2 配分基準

次の順位により予算の範囲内で配分する。

1 地域集積協力金

- (1) 交付対象面積に占める中山間地域面積の割合の高い順
- (2) (1)が同率の場合、機構の活用率の高い順

2 集約化奨励金

交付対象面積の大きい順